

説明資料

(諮問第 496 号関係)

- ・ くらまぐろ (大型魚)

くろまぐろ（大型魚）における漁獲量等の報告期限の変更等について

1 背景

- (1) 我が国では、くろまぐろ（大型魚）を漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項第 3 号に基づく特定水産資源に指定し、漁獲可能量（TAC）による管理を行っている。
- (2) 令和 4 年、TAC 管理の基礎となる漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ（大型魚）が流通する事案が発生し、再発防止や管理強化を図ることが急務となった。このため、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを「特別管理特定水産資源」として定め、採捕した個体数の報告及び船舶等の名称等の記録の作成保存を義務付ける漁業法改正を行う（令和 6 年 6 月 26 日公布）とともに、漁業法施行規則において、くろまぐろ（大型魚）を「特別管理特定水産資源」として指定し、漁獲量等の報告期限を陸揚げした日から 3 日以内とした上で、資源の特性及びその採捕の実態等を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針等に定める期間とする等の改正を行ったところ（令和 7 年 5 月 30 日公布）。

2 改正内容

令和 8 年 4 月 1 日から上記の規定が施行されることから、現行の資源管理基本方針において、上記の改正と異なる規定となっている部分について、整合性が確保されるように資源管理基本方針の別紙 2-2 において、以下の変更を行う。

(1) 漁獲量等の報告期限

対象の管理区分	報告期限	
	変更前	変更後
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで	陸揚げした日から 3 日以内
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	（総トン数 200 トン未満の動力漁船により釣りによって行うもの） 10 日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了した日から 10 日以内	陸揚げした日から 3 日以内 ^{※1}

	(総トン数 200 トン以上の動力漁船により釣りによって行うもの及び総トン数 150 トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの) 10 日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了した日から 10 日以内 ^{※2}	変更なし
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	陸揚げした日から 3 日以内	変更なし
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	陸揚げした日から 3 日以内 ^{※1}	変更なし
くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等	陸揚げした日から 3 日以内	変更なし

※1 「くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)(総トン数 200 トン未満の動力漁船により釣りによって行うものに限る。)」及び「くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)」については、その採捕の実態等を勘案し、暫定的な情報を水産庁長官へ報告している場合には、報告期限を 5 日以内とする。

※2 「くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)」のうち、「総トン数 200 トン以上の動力漁船により釣りによって行うもの及び総トン数 150 トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの」については、1 回の航海が長期に及び(釣りの場合は 30~50 日程度、浮きはえ縄の場合は数か月以上)、採捕から陸揚げまでに長期間を要することから、10 日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了した日から 10 日以内に報告させているところ。陸揚げした日から 3 日以内の報告を求めた場合、報告の即時性が失われることから、上記 1 (2) の法改正の趣旨を踏まえ、現行の規定を維持することとする。

(2) 特別管理特定水産資源であることの明示

「第9 その他資源管理に関する重要事項」において、くろまぐろ（大型魚）が「特別管理特定水産資源」であることを明示する。